

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 5 号																				
件 名	柏崎刈羽原子力発電所再稼働等について																				
要 旨	<p>新潟市議会においては、平成 24 年 7 月 2 日に柏崎刈羽原子力発電所再稼働に関する意見書を採択するほか、同原発の再稼働に関して熱心な討論が行われていることに敬意を表します。しかし、この意見書採択の後も同原発の再稼働への動きは急であり、最近も平成 26 年 7 月の再稼働を予定した支援機構による東京電力再建計画が政府の承認を得ました。また、原子力規制庁による 6 号機、7 号機の審査も進んでいます。</p> <p>他方新潟市議会議事録を見ると、議員からの質問に対して市長は繰り返し福島事故の検証、総括が終わらないうちは柏崎刈羽原子力発電所の再稼働は認められない旨を明言しています（2012 年 2 月、2012 年 6 月、2012 年 9 月、2013 年 2 月各本会議）。福島事故の検証が済まない間に上記のような再稼働の動きが進むなかで、新潟市長のこのような見解の重要性は増しています。しかし残念ながら、この見解が市民の間で知られているとは言えません。新潟市は柏崎刈羽原発から 40 キロメートルから 80 キロメートルにあり、米国では原発事故の緊急避難エリアに該当しています。新潟市には柏崎刈羽原発の当事者として、この市長見解を市民に広く知らせる措置をとるとともに、東京電力や国などに対し、明確な意思表示や働きかけを行っていただきたいと思えます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>																				
付 託 年月日 委員会	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第 1 項</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">}</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 2 項</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">文教経済常任委員会</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">平成 26 年 2 月 19 日</td> <td style="text-align: center;">第 3 項</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 4 項</td> <td style="text-align: center;">}</td> <td style="text-align: center;">市民厚生常任委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第 5 項</td> <td></td> <td style="text-align: center;">環境建設常任委員会</td> </tr> </table>		第 1 項	}			第 2 項	}	文教経済常任委員会	平成 26 年 2 月 19 日	第 3 項	}			第 4 項	}	市民厚生常任委員会		第 5 項		環境建設常任委員会
	第 1 項	}																			
	第 2 項	}	文教経済常任委員会																		
平成 26 年 2 月 19 日	第 3 項	}																			
	第 4 項	}	市民厚生常任委員会																		
	第 5 項		環境建設常任委員会																		
受 理	平成 26 年 2 月 13 日 第 5 5 7 号																				

安全協定に関しては、柏崎市、刈羽村以外の周辺自治体（以下周辺自治体という）の間で安全協定等の研究会が行われていましたが、安全協定の内容は新潟県や柏崎市、刈羽村に準じたものは困難であるということで通報連絡になったと説明されています（2012年2月議会での市長答弁）。

しかし、万一の事故の危険を考えれば、安全協定は市民の安全のためにとりでとなるものですから、新潟市には周辺自治体の中心となって新潟県や柏崎市、刈羽村に準じた内容の安全協定を粘り強く求め続けていただきたいと思います。

ヨウ素剤は、事故が起こらなければ不要でそれにこしたことはありませんが、万一事故が起こってからの配布は困難をきわめますから、事故発生がなくても希望者が入手できる措置をとっていただきたいと思います。

再生可能エネルギーの導入については、既に新潟市において実施されていることは理解しておりますが、小・中学校を初めとする市有公共施設を利用して新潟市の再生可能エネルギーの一層の発展への積極的姿勢を示すことは、市民の再生可能エネルギーへの理解と協力を得る上に有益であると考えます。

新潟市が下記5項目の措置をとるよう議会として対応をお願いいたします。

記

- 1 福島事故の検証が終わらないままでの柏崎刈羽原発再稼働は認められない旨の立場から、市長として新潟県、国及び原子力規制委員会、東京電力に対して、意見表明や働きかけを行うこと。
- 2 上記の立場、見解を広く市民に伝える措置をとること。
- 3 安全協定に関して、周辺自治体と連携して、新潟県と東京電力の間に準じた内容とするよう東京電力に働きかけること。
- 4 ヨウ素剤を希望者が入手できる措置をとること。
- 5 新潟市の所有する公共施設への再生可能エネルギー設備の順次設置を促進すること。